

## 水循環に係る国の動向

[水5省(環境省・国土交通省・農林水産省・経済産業省・厚生労働省)の取組の経緯]

## H6.12 旧環境基本計画を閣議決定

- ・ 環境基本法の規定に基づき環境基本計画を策定。
- ・ 水環境保全策のひとつに「環境保全上健全な水循環の確保」を位置づけ、水環境については、水質、水量、水辺地等を一体としてとらえ、対策を総合的に推進すべきとする。

## H7.8 水環境ビジョン懇談会報告

- ・ H6.10月環境省(当時、環境庁)は「水環境ビジョン懇談会」を設置し、旧環境基本計画で示された基本的方向を具体化していくための行動に関する提言として「水環境ビジョン懇談会報告」をとりまとめた。
- ・ 水環境を水質面のみでなく、水量、水生生物、水辺地等を含む総合的なものとしてとらえ「地域の個性を映す場としての水環境」、「自然の健全な水循環の中における水環境」という観点を打ち出すとともに地方自治体による地域水環境計画の策定を提言

## H10.1 健全な水循環の確保に関する懇談会報告

- ・ H9.2月、環境省は、「健全な水循環確保に関する懇談会」を設置し、以降10回にわたり議論を重ね、報告書を取りまとめた。
- ・ 報告書では、自然の水循環系の中で重要な役割を果たしている地下水に着目しつつ、具体の流域における施策推進に向けた基本的考え方を示すとともに、流域を単位とした関係者の連携の下、水循環を総合的に診断・評価し計画を策定することなど、効率的な施策の推進と具体的な施策のあり方を示している。

## H10.8 健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議の設置

- ・ 水に関する6省庁(環境庁、国土庁、厚生省、農林水産省、通商産業省、建設省)は連携して健全な水循環系の構築に取り組むため、「健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議」を設置した。

## H10.12 中央環境審議会「環境保全上健全な水循環に関する基本認識及び施策の展開について」(中間まとめ)

- ・ 国民の意見聴取のための中間まとめ

## H11.4 中央環境審議会「環境保全上健全な水循環に関する基本認識及び施策の展開について」(最終報告)

- ・ 中央環境審議会会長から環境庁長官に対し、「環境保全上健全な水循環に関する基本認識及び施策の展開について」を意見具申。
- ・ 関係省庁及び自治体において、本最終報告を踏まえ、水環境、地盤環境の保全、治水、利水等の施策の展開が必要であること、また、環境保全上健全な水循環の維持、回復の施策を展開する上で、住民、利水者、企業、学識経験者、NGO等団体の流域における関係者の主体的な対応が不可欠であるとしている。

## H11.10 健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議「健全な水循環系構築に向けて(中間とりまとめ)」報告

- ・ 関係省庁連絡会議は、「健全な水循環系構築に向けて(中間とりまとめ)」を報告。
- ・ 健全な水循環系を「流域を中心とした一連の水の流れの過程において、人間社会の営みと環境の保全に果たす水の機能が、適切なバランスの下にともに確保されている状態」と定義し、その施策の基本的方向性や対応策のイメージを提示。

## H12.6 中央環境審議会 環境保全上健全な水循環のあり方に関する検討チーム報告

- ・ 中央環境審議会企画政策部会の中に設けられた「環境保全上健全な水循環のあり方に関する検討チーム」は、新環境基本計画中に重点的な取組事項として挙げられた「環境保全上健全な水循環のあり方」について、基本的な考え方、重点的に行うべき施策、目標等を検討、報告。

## H12.12 新環境基本計画 閣議決定

- ・ 11の戦略的プログラムのひとつとして「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」を掲げ、流域の水循環系の現状について診断し、問題点を把握して環境保全上健全な水循環計画を作成、実行することの重要性を提唱。

## H15.10 関係省庁連絡会議「健全な水循環系構築のための計画作りに向けて」を策定・公表

- ・ 水循環の健全化に向けて地域で実践している主体(住民、NPO、事業者、行政(国、地方機関、都道府県、市町村))に対し、どのような目標やプロセスで実際に取り組むかについて、地域が主体的・自立的に考え、具体的な施策を導き出すための基本的な方向や方策のあり方を提示。
- ・ 地域における今後の健全な水循環計画づくりの参考となるとともに、「おいしい水、きれいな水」の復権に向けた地域主体の流域づくりや問題解決の糸口を提供。
- ・ 計画づくりを通じたNPO等の活動の支援方法、各主体の役割や責任分担、意識の啓発等の重要性を明示。湧水や浸水被害に対し、事業者や住民その他の関係者による連携施策のあり方や役割も提示。
- ・ 併せて、NPOや地域自らが主導した11の事例を紹介。

## H15.11 環境基本計画の進捗状況第2回点検結果

- ・ 中央環境審議会では、環境基本計画の実施状況を毎年点検し、環境大臣に報告。
- ・ その中で、「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」に対して「今後の課題」として以下の4項目が挙げられている。  
関係省庁連絡会議において、健全な水循環系の概念等についての共通認識の形成、今後の連携・協力のあり方等についての検討、整理を行ってきた。今後、「健全な水循環系構築のための計画作りに向けて」を参考としつつ、地域の取組を進めていくことが重要。この際には、行政分野間の連携と、計画の初期から住民等をはじめとする様々な主体の参画と連携の促進が重要。  
国は環境保全上健全な水循環計画の策定など流域単位の取組を支援するとともに、健全な水循環の確保に向けた各種施策の着実な実施を図ることが必要。  
計画の策定・実施にあたっては、自治体、NPO等様々な主体の参加・協力を図るとともに実施段階においても地域や流域に身近な主体が積極的に参加できるような仕組み作り留意し健全な水循環系の構築に向けた機運の高揚等を図ることが必要。  
健全な水循環に関する計画と土地利用・まちづくり・防災・環境保全・森林・農地などに関する計画は整合あるものとするが重要。

## H16.8 環境基本計画の進捗状況第3回点検結果

- ・ 環境問題について、環境行政の進展を上回る速度と広がりで見られること、環境の負荷の少ない持続可能な経済社会のあり方と実現方法が不明確であり、具体的にそれらを示し、それらに対するコンセンサスを広げることが環境基本計画に求められているという基本認識が示された。
- ・ 環境保全上健全な水循環の確保に係る提言として、次の2項目が挙げられている。  
環境保全上健全な水循環の確保に係る共通的な考え方や、それに対応した施策の体系化等は確立されているとはいえない。  
今後はこうした基本的・共通的な考え方の確立とともに、流域における上下流の関係者間の連携、行政と住民等との連携などが必要。